

日医発第 2084 号 (健II)
令和 7 年 3 月 11 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

令和 7 年 岩手県大船渡市において発生した大規模火災にかかる予防接種の取扱いについて

今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛標記の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

本事務連絡は、今般の災害を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種に係る予防接種について、定期接種を受けることが困難な者（被災者）が、居住地以外の市区町村において実施を希望する場合等の取扱を下記のとおり連絡するものです。

つきましては貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、本災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があつたものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。
3. 今般の災害により規定の接種時期に定期接種を受けることができなかつた被災者については、規定する時期を超えた場合（※）にあっても、当該定期接種を受けることが可能であること。

※ 原則的に、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症（乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用する場合を除く。）については 15 歳（予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 9 条及び第 10 条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチンを使用する場合に限る。）、結核については 4 歳、H i b 感染症（乾燥ヘモフィルス b 型ワクチンを使用する場合に限る。）については 10 歳、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）については 6 歳に達するまでの間に限る。

※ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 1 年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

事務連絡
令和7年3月10日

公益社団法人日本医師会御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和7年岩手県大船渡市において発生した大規模火災にかかる予防接種の取扱いについて

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、岩手県大船渡市における大規模火災にかかる予防接種の取扱いについて、別添のとおり各自治体宛て事務連絡を発出いたしました。
つきましては、貴会会員に対する周知についても、御協力いただきますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和7年3月10日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

令和7年岩手県大船渡市において発生した大規模火災にかかる予防接種の取扱いについて

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象者であって、令和7年2月に岩手県大船渡市において発生した大規模火災（以下「本災害」という。）のために居住地である市町村（以下「居住地」という。）における定期接種を受けることが困難な者（以下「被災者」という。）が、居住地以外の市町村（以下「居住地外市町村」という。）において定期接種の実施を希望する場合等においては、下記に留意し、特段の御配慮をいただきますよう、管下市町村に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、本災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種の実施希望の申出を以て居住地の長からの定期接種の実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。
3. 定期接種の接種時期については、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）第3条第1項に規定されているが、本災害により規定の接種時期に定期接種を受けることができなかった被災者については、本災害は予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の8第4号に該当することから、令第3条第1項に規定する時期を超えた場合（※）にあっても、令第3条第2項に基づき当該定期接種を受けることが可能であること。

- ※ 原則的に、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b 感染症（乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合を除く。）については15歳（予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第9条及び第10条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチンを使用する場合に限る。）、結核については4歳、H i b 感染症（乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用する場合に限る。）については10歳、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）については6歳に達するまでの間に限る。
- ※ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

以上